

議会基本条例策定検討会議運営要綱

1 趣旨

この要綱は、愛知県議会会議規則第 125 条第 4 項に基づき、議会基本条例策定検討会議（以下「検討会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2 協議又は調整事項

検討会議は、議会基本条例の策定に向けた諸課題について、協議又は調整を行う。

3 構成員

- (1) 検討会議は、議長、副議長及び会派において選任された者で構成する。
- (2) 会派において選任する者は、14 人とし、自由民主党愛知県議員団 7 人、民主党愛知県議員団 4 人、減税日本一愛知 2 人、公明党愛知県議員団 1 人とする。
- (3) 構成員が 1 人である会派にあっては、議長の承認を得て、当該会派に所属する議員を代理として出席させることができる。

4 議長及び副議長の職務

- (1) 検討会議は、議長が招集し、議事運営を行う。
- (2) 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行う。

5 幹事会

- (1) 検討会議に議長、副議長及び議長が検討会議の構成員のうちから指名する各会派 1 人の幹事をもって構成する幹事会を置く。
- (2) 幹事会は、議長が招集する。
- (3) 幹事が幹事会に出席できないときは、代理として、その会派に属する構成員（構成員が 1 人である会派にあっては、当該会派に所属する議員）を出席させることができる。
- (4) 幹事会は、検討会議の円滑かつ能率的な運営を図るため、あらかじめ調整を要する事項について協議する。
- (5) 幹事会の議事については、検討会議の例による。

6 検討会議の設置期間

検討会議は、2に規定する協議又は調整が終了したときに解散する。

7 検討会議の公開

会派間の協議又は調整のための適正な議論を確保することから、検討会議は非公開とする。ただし、議長は、検討会議に諮り、県政記者クラブ加盟社の傍聴を認めることができる。

8 検討会議の記録

- (1) 議長は、検討会議の結果の概要を記録し、保管する。
- (2) 前項の記録は、公開しないものとする。ただし、愛知県情報公開条例第5条に基づく開示請求があった場合は、同条例第7条の規定によるものとする。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関して必要な事項は、議長がその都度、定める。

附 則

この要綱は、平成25年1月15日から施行する。